

議事日程第4号

平成18年9月8日(金)

第1 議案上程(議案第75号から95号まで)

質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会設置、付託

第3 決算特別委員会設置、付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(23人)

1番 中田敏彦	2番 吉田清孝	3番 三浦利通
4番 古仲清紀	5番 柳楽芳雄	6番 高野寛志
7番 船木正博	8番 中田謙三	9番 佐藤巳次郎
10番 吉田直儀	11番 畠山富勝	12番 越後貞勝
13番 三浦桂寿	14番 木元利明	16番 安田健次郎
17番 笹川圭光	18番 船橋金弘	19番 中田俊雄
20番 大森勝美	21番 佐藤美子	22番 杉本博治
23番 高桑國三	24番 船木茂	

欠席議員(1人)

15番 船木金光

議会事務局職員出席者

事務局長	今泉金正
次長	加藤謙一
主幹	小玉一克
主査	畠山隆之
主任	武田健一

説明のため出席した者

市長	佐藤一誠	助役	佐藤文衛
収入役	伊藤正孝	教育長	高橋金一
監査委員	加藤金一	企業管理者	小野忠儀
総務企画部長	板橋継喜	市民福祉部長	三浦正勝
産業建設部長	山口淨児	国体事務局長	齊藤憲雄
若美総合支所長	畠山信英	病院事務局長	中川良一
教育次長	沢木隆	企業局長	西方文太郎
農業振興局長	三浦光博	企画政策課長	高桑直廣
総務課長	沖口重博	財政課長	武田英昭
福祉事務所長	佐藤誠一	農林水産課長	清水博己
病院総務課長	夏井八洲夫	会計課長	佐藤隆二
選管事務局長	佐藤龍雄	監査事務局長	児玉守美
農委事務局長	伊藤利信		

午前10時02分 開 議

○議長（船木茂君） これより、本日の会議を開きます。

船木金光君から欠席の届け出があります。

本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第75号から第95号までを一括上程

○議長（船木茂君） 日程第1、議案第75号から第95号まで一括して議題といたします。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

6番高野寛志君の発言を許します。6番

○6番（高野寛志君） おはようございます。

何点か質問いたします。最初に議案第77号に関係してはすけれども、一般質問で佐藤巳次郎議員が、市長の給料の引き下げについて質問をしておりましたけれども、その中で市長の答弁で、秋田県市町村総合事務組合に退職金のことについて意見は申し上げましたと、そういう話だったんですけれども、どういう内容で申し上げたのかですね、それでその市長の意見に対して、その総合事務組合ではどういう議論なり結果だったのか、その辺の内容についてご説明をお願いします。

それから、この間ちょっと川柳みたいな話なんですけれども、市民の方とお会いして、今度市長、給料下げるそうですねと、はいと、どのくらい下げるんですかと聞くものですから、3パーセントだそうです、え、30パーセントじゃなくて3パーセントですかと、そういうようなやりとりというか話、ほかにもありましたけれどもね。一般市民の皆さんとそんなにこのことについて意見交換はしてないんですけれども、やっぱりニュアンスとしては2パーセント、3パーセントの引き下げ幅では全然足りないんじゃないかなと、そう市民の皆さんは感じてるみたいなんですからね、この引き下げ幅3パーセントというのは、市民の受けとめ方としてもどうもピンときてないというか、納得してないような感じしますけれども、それについてどう考えますか。

それから、私は6月議会の予算特別委員会で市長の給料よりは退職金の引き下げの方が重要だと。市長職というのは激務で土曜、日曜でも行事があれば出なきゃいけな

いし、それに対する給料だから今の給料そんなに目くじら立てる必要ないんじゃないかと、私の考えは申し上げました。それで、それよりはその4年間で2千万円とか、二千何百万円の退職金をもらうというような、今のこういう時世というか、昔と違って非常に経済が厳しくなってるし、また男鹿市の財政も厳しい状態ですので、やはり金額の大きいものを優先して引き下げるべきだと。だから、退職金については大幅な見直しが必要じゃないかと、そういうことを申し上げたんですけれども、それについてね、市町村総合事務組合には話してみるという市長の答弁だったんですけれども、結局具体的に何ら方向が見えてないと。ですから、やはりこういうことは市長の決断によって考えていかなきゃいけないんじゃないかと。それで、前の宮城県知事の浅野史郎さんのことでも、私、例に出してましたけれども、やはりこの人は退職金を返上して全然もらわなかったみたいなんですけれども、そこまででなくてもですね、やっぱり退職金というのは今の水準よりはその半分くらいに引き下げるのが適当じゃないかと、私は考えているんですけれども、その辺について市長はどう考えますか。

次に、2点目の議案第78号男鹿市地域振興基金条例の制定についてですけれども、どうもこの議案書を、予算も関係してくるんですけれども、どうも納得いかないなと思うんですけれども、普通ね、基金というのは決算で剰余金が生じた場合、それを基金に積み立てるとか、あるいは何か事業の目的があって、最初から何年計画でこういう基金を積み立てておいて、何らかの事業を行うと、そういう目的で基金というのは積み立てるんじゃないんですか。それで、議案見るといろいろ書いてるけれどもね、その条例案、何か読んでてもどうも納得いかないと。それで、今回、市債の補正で1億4千250万ですか、この振興資金のために起債を起こしてるわけですね、追加。それで、一般財源が多分75万円、まず、多少の細かい数字はともかく、約1億5千万円借金してですよ、それをその基金にして、左側に借金、右に基金だと。借金してまで基金を積み立てる必要があるのか、ちょっと腑に落ちないんですけれども、その辺についてね、どういうわけでこの基金条例を提案してるのか、その辺について説明をお願いします。

それで、基金、この条例の中でね、4条ですか、この基金の運用から生ずる収益は一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるほか、基金に繰り入れるものとする。それで、この基金の運用から生

ずる利益というのはどういうことなんでしょうか。例えばどういう事業なり、運用によって収益が生じるんでしょうか。これもちょっとよくわからないわけですね。むしろ借金すれば利息かかるものですからね、基金によってむしろ財政負担が増えるということにならないんですか。この辺についてひとつ説明をお願いします。

それと、この基金のね、その目的というんだか、具体的にどういう事業に充当する考えでこういうのを提案してるんですか。この事業の具体性というのはどういうものなんですか、その点についても説明をお願いします。

それから、議案81号に関係してるんですけども、みなと市民病院の医師修学資金の条例制定ですけども、これもどうもわからないというか、腑に落ちないというのはですね、仮にこの基金を適用して、基金じゃなくて奨学金を適用されて、受けて医学部の学生が一人前の医者になるためには最低6年や7年かかるわけですね。ですから、これを来年からやったところで7年も8年も先の話だと。だから、率直にまずおかしいなと思ったのは、その7年も8年も男鹿市立病院がもてるのかどうかということですね。それで、病院をもたせるために何億も市で不良債務を解消するために突っ込んでいけば、逆に男鹿市、一般会計でも、そっちの方がつぶれる、どっちかがまっちゃうと、あるいは両方まいてしまう。これ3月議会でも私申し上げましたけれどもね、やっぱりこの病院の赤字とか不良債務というのは非常に重量級の難題なわけですよ。金額も大きいしね。だから、市民の皆さんも大変心配してるし、我々もこの将来について、非常に困ってるというか悲観的な見通しを立てているんですけどもね。だから、その奨学金を今つくってこういうものを作ってね、まず第1点目は、その間、病院でも一般会計でももつのかと、その点についてどういう判断を持ってるんでしょうか。

それで、私思うには、こういう7年も8年も先のことを今やるよりは、逆に2千万円でも3千万円でも突っ込んで、医師1人でも2人でも何とかして呼んでくると。そういう即効性が求められているものですからね、6年も7年も、これでいくと6年仮に20万ずつ奨学金をやると6年間で1千440万円になるわけですよ。だから、そういう悠長なことではなくて、もっと即効性のある今々のことを何とか対策を講じるべきじゃないかと。今、6年もかけて1千万円も2千万円もよりは、今2千万円でも3千万円でもかけて何とかならないのかと、そういうふうに考えるべきであると思

ますけれども、どうでしょうか。

それから、病院の会計については、当初予算、3月議会に提案されたとき、確か赤字幅が5億3千万円で、不良債務は3億5千万円ぐらい発生するんじゃないかと、そういう事務局長の答弁がありました。それで、聞くところによると、医者が辞めていくものですから、さらに赤字幅が増えて、不良債務も増えるという見通しというか、予想らしいんですよ。それで何か今回そういうことで補正予算を病院の補正予算を計上しようとかしないとか、そういう話もあったようなんですけれども、いずれ、12月でも必ず実態、当初予算と狂いが生じてきていけば補正予算は計上していかなきゃいけないんじゃないかと。そのことと、概算でいいですけれどもね、18年度の売り上げの予想ですね、大体のところ。それと、3月末までにどのくらいの赤字が発生するのか、また、不良債務がどのくらい発生するのか、その点について大体でいいのでね、まだまだ先、半年ありますから、その辺の見通し、わかる範囲で教えてもらいたいと。

それで、その不良債務が3億5千万円、今度4億円なるのかよくわかりませんが、不良債務が発生した場合、一時借入金ね、短期借入金でしのぐか、あるいは一般会計から補助金を受けて資金繰りをカバーするか、どっちかしか方法ないわけですね。それで、この不良債務の発生した会計処理をどういうふうにするつもりなのかです。

去年のように3億も一般会計から出して解消するのか、それも非常に難しい話じゃないかなと。一時借入金でやれば、今度金利もだんだん上がってきてますので、金利負担が増えてくると。どっちにしる大変な話なんですけれども、会計処理をね、何とするつもりなのか。

それから、この間の一般質問の中で、病院の累積赤字ですね、十何億とか今度、今年度末では22億ぐらいなるとかという話ですけれども、累積赤字をどういうふうにするのかという質問に対して市長が、その医師の充足を図って赤字を解消していきたいと、いくしかないというような答弁だったんですけれども、私それ聞いててね、いや、何とも夢物語みたいな不調法ですけれどもね、市長頭おかしいんじゃないかと。今まで7年も8年も病院やってきて累積赤字が20億も、途中でね、6億いくら、資本剰余金を累積赤字解消にやった会計操作をやって、県の方から不適切だと、そうい

うのはやめなさいということもあったわけですよ。だから、そういうの入れれば30億なってるでしょう、累積赤字。今まで7年も8年もね、何十億も累積赤字発生して、今後、ますます増えていくんですよ。それが、市長の答弁だとね。何とか医師の充足を図って解消したいと。それは言葉ではそうだろうけれどもね、全然現実と違う、違うというか、ますます赤字が増えていくのに、よくそういうこと言えるなど、私は不思議でならないんですけれどもね。

だから、何年もそういう話を繰り返してここに来てるわけですからね、やっぱり抜本的な解決策なり思い切った手術ということを考えなければ、もう立ち行かないと、病院経営というのはそうじゃないですか。その辺の判断について市長から答弁をお願いします。

それで、私はもう五、六年も前からですね、この病院の強烈な赤字なものですから、これをやるためにはもう男鹿市では無理だと。経営能力なり、いろんな今までの流れを見てると男鹿市で維持していくのは無理だと。だから、管理、運営の仕方についてもね、もう専門の医療機関に委託するとか、あるいは多少安くてもいいから売却するとか、まず、病院の運営形態をもう変えていくしかない、そういうことを申し上げましたね。もう5年も前からそういうことを言ってるんですけども、それに対して市長は市民の命と健康を守るために、私はとことん頑張るんだと。そういう答弁でずっときてるわけですよ。だけれども、それで通用しない、もう状況にきてると思うんですよ。だから、この辺でって、もう遅い。もうどうしようもない状況にきてると思うんでね、一体市長どうこの病院の問題を始末つけるつもりでいるんでしょうか。もう、始末という言葉は悪いけれども、どういうふうに解決しようと思ってるか、もう待たなしの状況だと思うんですよ。その辺についてね、やっぱり何らかの見通しなり方針なり立てていかなければ、雪だるまのようにどうしようもないって、もうそういう状態、もうとっくに通り越してるんですけども、まず、どうするつもりなのか、率直な意見を聞きたいと思います。

以上です。

○議長（船木茂君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 市長の給料についてお答えいたします。

給料につきましては、以前は各市とも大体一定いたしておりまして、秋田市以外は90万円台の前半から100万円近くの額であったかと存じます。また、町村長の給料もある程度一定しておりまして、70万円台から80万円台であったと思います。それで、最近では社会経済情勢、あるいは合併等々によりまして下がってきておりますが、各市によって117万3千円から80万3千円までばらつきがございます。それで、本市の場合は現在13市中、上から4番目ということで、今回3パーセント減の87万5千円といたしまして、他市とのバランスの中でほぼ中間に位置する6番目という額になってございます。

それで、このようにこの額につきましては、例えば隣接の潟上市、あるいは北秋田市、この中間に位置する額となっておりまして、この引き下げにあたりましては、さらに市長と助役との給料の差、これらも考慮に入れたものであります。この額について男鹿市特別職報酬等審議会の答申もいただいて、今回ご提案している額でございますのでよろしくお願いいたします。

次に、退職金の件でございますけれども、秋田県市町村総合事務組合には、引き下げについて考慮していただきたいと、話をしているところでございます。

それで、現在、回答といたしましては、現在そういう話はほかの各市からは、市町村からは全然きていないという話を伺っております。

次に、退職金の大幅な見直しということでございますけれども、この市長の退職金につきましては、総合事務組合で取扱いをしている、そこに加入しておりまして、例えば市長だけが加入しないというわけにはいかない、常勤の職員はこの組合にすべて加入することということになってございます。

したがって、市長が仮に加入しないとなれば一般の職員もすべて加入できない、単独の退職制度をつくるかどうかということにもなります。そういうこともございます。それから、返上等についても公職選挙法の絡みで寄付行為ということがございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、地域振興基金の内容についてでございます。

この基金につきましては、市町村の合併の特例に関する法律、これも第11条の2第1項の規定で、合併後の市町村が地域住民の連帯の強化、または合併関係市町村の区域における地域振興等のために設ける基金に対する積み立てのうち、特に必要と認

められる経費については、合併年度及びこれに続く10年度に限り、合併特例債をその財源とすることができるように定められているもので、新市の財政計画にも毎年1億3千万円の積み立てと、その財源として合併特例債95パーセントを充当して、これを見込んであるものであります。

それで、本市においても合併による国のこの財政支援措置を活用するもので、この合併特例債は、例えば現在の合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため、または均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業、こういうものなどに充当している予算措置いたします、いたしております合併特例債とは別枠となっているものであります。

それで、この基金の種類でございますけれども、積み立てた基金を運用して生ずる収益、これは財源として活用するもの、いわゆる取り崩し型ではなく果実運用型の基金であります。それで、基金の用途でございますけれども、これは一つは新市の一体感の新市の一体感の醸成に資するもの。

それで二つ目は、旧市町村単位の地域の振興に資するものという大きな項目になってございます。その中に具体的な事業はいろいろ出ておりますけれども、この具体的な事業につきましては、基金造成後、あるいはある程度造成した段階で考えてまいりたいということでございます。

それから、基金造成の規模でございますけれども、これは一定の計算によりまして上限、男鹿市の場合は標準基金規模の上限は13億円でございます。それで、これに対する起債可能額、これは先ほど申し上げました別枠の合併特例債ですが、充当率が95パーセントでございますので、12億3千500万円、それで、この起債の元利償還金の70パーセントは交付税に算入されるものであります。

それで、私の方、この有利な起債を活用して基金を造成したいということでございます。それで、この基金から生ずる収益でございますけれども、この条例の第3条の中に管理で、基金に属する現金は金融機関への預金、その他もっとも確実かつ有利な方法により保管しなければならないと、こういう保管、端的に一番手っとり早い話は利息でございます。これらの運用益、これを目的を達成するために必要な経費の財源に充てるほか、基金に繰り入れるということでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（船木茂君） 中川みなと市民病院事務局長

【みなと市民病院事務局長 中川良一君 登壇】

○みなと市民病院事務局長（中川良一君） それでは、私からお答え申し上げます。

初めに条例の趣旨でございますけれども、現在、医師の充足につきまして、東北地方では、東北地方というか全国的にそうなんですけれども、特に東北地方の医師の充足率というものが非常に低いということが、報道等でも言われてございます。これは、特に宮城県の場合では、全国的に見れば10万人当たりで188人と、31番目でございますね。そして、この秋田県は184名ということで、34番目。また、青森に至っては166人ということで、非常に下の方から数えて44番目というふうな形で、非常にそれぞれの県の自治体では苦慮してございます。

特に、臨床研修が始まって以来、医師の確保ということについては、奨学金の対応等設けまして、非常に力を入れて非常に厳しい自治体間の競争ということが激しくなっております。そういう意味合いにおきまして、私どもの男鹿市の方にとりましても、これからの医療の人材をどういう形で担い手を養成していくのか、あるいはその担い手を確保していくのかということもまた重要な課題になってございます。もちろん、高野先生の方から発言がありました今々のことも非常に重要でございますけれども、後々の将来を担うそういう方々の人材の育成と、また、人材の確保ということもまた大事じゃなかろうかと、そういうふうに思っております。市町村の段階での自治体での、この修学資金の対応については、それぞれまだ動きとしては少ないわけですが、例えば長崎県の壱岐市だとか、あるいは隣りの山形県の小国町とか、滋賀県の東近江市、あるいは兵庫県の豊岡に、そちらにある病院なんかにつきましては、それぞれに自治体でも少ないところで5万円とか、多いところでは17万円とか、そういうところで設定してございます。そういうわけで、将来この男鹿市もそういう全国的な医師不足に対する競争に負けないようにと言えはいろいろ語弊がありますが、確保に向けて努力していこうと、そういうひとつの人材確保の趣旨でございますので、どうかご理解のほどをお願いしたいと、そのように思っております。

それから、病院の決算の状況でございますけれども、これは3月の当初予算では高野先生おっしゃるとおり不良債務については3億6千万円、そのとおりでございます

けれども、現在、この4月から8月までの患者さんの動向を見て医療収益を試算しましたところ、非常に当初見積っていた入院の方につきましては、予算に対しまして先生方の患者さん多く見ていこうという意味もありまして、当初予算に対しまして11.5パーセントぐらいですか。1日あたりにしまして、16人ほどの収容がございまして。外来の方につきましては、これは当初予算よりは15パーセントほど減と。また、これは1日あたりにしまして68人ぐらいですか、減になってございまして。また、前年度対比ではほぼ4分の1の25パーセントの減と、こういう形で推移しております。こういったことと、また8月末で退職した先生の動向を勘案しまして、医療収益を見積ったところ、ほぼ1億200万円ほどの減になるんじゃないかなろうかと、そういうふうに見積ってございまして。

また、一方、費用の方でございましてけれども、医薬品やそういう材料費節減、あるいは委託費の軽減、あるいは人件費の軽減等を含めまして4千100万ほどの大体圧縮と、減となる、そういう見通しを今現時点では持っております。

収支につきましては、当初予算に比べまして6千100万円ほどの減となる見通しを持っております。そういった意味におきまして、18年度全体の収支でございましてけれども、大体5億8千万円から9千万円ぐらいになるんじゃないかなろうかと、今はそのように推測してございまして。不良債務につきましては、当初3億6千万円ということでもございましたけれども、実は、昨年度の議会の皆様から承認を得まして、多大の運営に対しての支援がございまして、そういう不良債務の好転した想定金額、大体1億4千600万円ほどありましたでしょうか。大体概算で平成18年度の不良債務の見通しは2億7千万円から8千万円になるんじゃないかなろうかと、そのように今推定してございまして。院内におきましては、これらにつきまして病院の中で経営改善対策委員会を設けまして、これについてどのように考えていくのかといったことも話を進めてございまして。収入の方につきましては、入院につきましては現状の形でやはり先生方の中でやっていこうとする意思がございまして、また外来につきましては、近隣の病院やら、あるいは大学病院やら、あるいは近隣の開業医の先生方をさらに強くお願いしていこうと、そういった形で医療収入の確保を目指そうと、そういった話をしております。

また、費用につきましても、さらに一層の努力を心の中でできるものはやっていこ

うというそういう意思が出てきてございます。また、同時に病院の全体的な収入につきまして、医療費のこの赤字の要因ということなんでございますけれども、やはり今年度の18年度の医療費の改定が1つは大きく左右してることと、また、外来患者の減と、こういったことが。また、もう1つは医師の充足ができないということで、ペナルティー2パーセントの減と、こういったことが色濃く反映してると、そのように現状では分析してございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（船木茂君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 病院の件についてお答え申し上げたいと思います。

この条例はもちろん今、医師の確保、これを今、大前提として全力を投入して動いてる、今の私どもが動いている最大の一応動きなわけでございますが、この条例は、今後市のこの医師の確保という長期的な面で見るとの条例でございますので、ご理解いただければと思っております。私の赤字の解消については、基本的な考えを申し述べたものでありまして、もちろん市の全面的な支援と、またいろいろ先ほど局長からも話ありましたように、非常勤のお医師さん、また、開業医の皆さんからのご協力をいただいて、この病院を何とか市民のために残していく、そして維持していける病院として頑張っていきたいと思っております。今後、この病院のあり方については、また議員の皆様や市民の代表の皆様、また、我々当局も入って、その方針などを今後研究してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（船木茂君） 局長、答弁漏れについて一言。

【みなと市民病院事務局長 中川良一君 登壇】

○みなと市民病院事務局長（中川良一君） 大変答弁漏れ申しわけなく思います。

不良債務の解消についてでございますけれども、これは何といたしましても、やはり医療収益の確保と、これが大前提になりますので、医局のそういう医師の充足と、これに全力を挙げることが大事でございます。これにつきましては、もちろん市当局の方々と、また病院でも一体となってやっていきたいということでございますけれども、病院の方では特に力を入れまして、人材を求めれば必ず自分たちの叶うような人材が

いるんだと、そういった確信のもとに今業務をしておると、そういったことでございます。

不良債務の当面の解消の目標ということでございますけれども、できるものであれば減価償却を下回る、そういう収支尻に最初目標を置いてやっていこうじゃないかと。そうすれば、必ずお金が回ってくるんだと。お金が回ってきたうちに必ずや病院の収支も好転すると、そういうような気持ちを持って日常業務をしていこうじゃないかと。そういうふうなことを職員の中には話してございますし、また、病院の経営対策改善委員会の中でも話してございます。解消してない金額につきましては、そのまままた累積していくということも事実でございますけれども、実際は、先ほど取り崩しの話がちょっとございましたけれども、市の方から、現在、資本剰余金としまして10億5千万円ほどあるわけでございますけれども、これは議会の承認得ることは当然でございますけれども、こういった議会の支援もあるんだということを後ろ立てに頑張っていこうじゃないかと、そういったことを今話してございます。そういったことでございますので、どうかよろしくお願ひしたいとそのように思います。

○議長（船木茂君） 再質問ありませんか。

○6番（高野寛志君） 給料のことは、私そうこだわらないというか、何とでもいいというわけじゃないけれども、その退職金についてですね。返上すれば寄付金だか公職選挙法とか、今総務部長言ってたけれども、そういう法的なというか、制度上のことはあっても、要は、市長の目的意識でね、今、病院の経営の話も聞いたりして、男鹿市が大変だと、そうすればそういう状態でありながら2千万円も3千万円も退職金を貰って、そういう病院経営の責任については目をつむって、貰うものは貰うと、そういうことでは、やっぱり政治倫理というんですか、道徳として好ましくない。だから、やり方はいろいろあるかもしれませんよ。仮に退職金貰って、市立病院の赤字に入れるとか何とか、その法的な手続き上のことはあってもね、やっぱり目的意識を持って市長が、こういうことについて判断、決断していくべきだと思うんですよ。

それで、総合事務組合ですか、をこれから脱退するとか、何かそういうことは全然、要は、そういう市長の政治家としての判断を求めているんであって、手続き上のことを求めているわけじゃないわけですよ。だから、高野わからないこと言うなと思うかもしれないけども、私は今の男鹿市の情勢からいけば、また首長、市長のみならずね、

知事だろうが、そういう首長の退職金が高すぎると、そういう国民の声も大分は起こってきてるんでね、やっぱりその辺を政治的に判断しなきゃいけないんじゃないかと。だから、市長の退職金、私市長に聞いてるんであってね、総務部長に聞いてるんじゃないんで、市長のそういう政治判断を聞きたいと、そういうことです。

それから78号の地域振興基金条例ですけれども、運用については利息なり、あるいは有価証券、でもね、一般に預金利息なり、そういう利回りよりは、借入利率の方が高いわけですね。今まではゼロ金利で借金しても金利水準が低かったけれども、今度そういう異常な金融政策というのは変わってきて、長期金利は上がってきてるわけですね。それで、1億5千万円ぐらい仮に借金、市債、仮に3パーセントだと年間450万円の金利負担が発生すると。その基金をどういう運用してプラスマイナス、そろばんなるかわからないけれども、どうもわけわからない。やっぱり奨学金じゃないけれども、もっと現実的に目的なり政策があって借金するのはわかるけれども、将来のためにというか、一体感の醸成とか、振興に資するとかって書いてるけれども、何のために借金までして基金つくるのかなと。それで、7割までは交付税算入なのか、合併特例債だから、7割は国の方で面倒見てくれると。でも3割は市で出さなきゃいけない。金額が大きくなればなるほど市の負担は増えるわけですね。だから、具体的に今何かしなきゃいけないわけでもないのに、こういうことが必要なのかどうかですね。貸借対照でいけば左に借金、右に貯金だけれども、トータルでいけば金利負担で損するんじゃないか。経済的に考えればね。そう思うんですけれどもどうでしょうか。そういうことをしてまで基金をつかって、男鹿市が余裕あって基金を積み立てるのはわかるけれども、借金までして基金積み立てるといのはどうも納得いかないんですよ。その辺どうでしょうか。やっぱりもうちょっと具体的というか即効性もあるようなことを、今々のことを考えて、ここを現実的に物事を政策でも実行するということにしなければ、こんなのはいわばテクニックみたいで、気休めみたいな条例じゃないですか。その辺についてもう1回ですね。

それから、修学金条例に関連して病院のことをいろいろ答弁いただきましたけれども、市長の言うことも局長の言うことも原則論としてはわかりますよ。ただ、それは絵にかいた餅の原則論と、現実には赤字が拡大して不良債務が発生していくと。それで、医師の充足が大事だといっても、それも全然見通し立ってないからね。そういう原則

論でいったって、現実は何も変わらないというよりも、変わらないどころか、ますます悪くなっていくと。だから、そういう原則論みたいな念仏みたいな話を何年したって私はだめだと。やっぱり今々というか、あまり今でもないけれども、やっぱりもうちょっと現実的に可能か不可能か、そういうことを見極めてね、政策、立案するなり決断していかなければ、寝言聞いて我々いるような感じでね、もっと具体性がなければいけないと思うんですよ。それで、やっぱり市長の認識が甘いのはね、もうこの病院がスタートして1年か2年の決算打った段階で、私はああこれはだめだと思いましたよ。病院はもう。だから、厳しく意見も申し上げましたし、質問もしたわけですよ。やっぱり消防とかね、学校教育と違って、営利を、収益的収入、支出と関係するような事業であればね、決算、もう1年か2年見ればもう方向がわかるわけですよ。だから、3年見ればはっきり今日の、今日というか、医者が4人も5人も一気に辞めるということは、我々も想定外だったけれども、とにかく赤字体質というのはもうずっと続いていくと。だから、やっぱり新病院がスタートした1、2年でもう判断を変えなきゃいけないと、そうだったんですよ。

それで、今、7年も8年もきてね、なかなかあと八方塞がりです打つ手がないと思うしね、そういう原則論の繰り返しでは、何ら事態は解決しないと思うのでね、やっぱり、もっと短期的に何とするかと。そういうことを考えてもらわなければ、空念仏みたいな話、5年も6年もされても何ともならないと思うんですよ。その辺どうでしょうか。

○議長（船木茂君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） お答え申し上げます。

退職金の件でございますが、これ確かに現在の経済情勢からいけばということで、皆さんから大変意見をいただいております。私が決めるものでもありませんので、今後引き続き県の総合事務組合の方に申し上げていきたいというふうに思っております。

それから、病院の件でございますが、これから、今、当面は何とか医師の充足を図っていくと、八方塞がりという意見もありますが、1人、2人とこれから医師を確保するによって収益も上がってきますし、これがまず今当面具体的に我々ができる最善

の策であります。また、事務局の方でも経費の節減、そしてまた皆さんのやる気、そしてまた皆さん一緒に行動すると、とにかく病院を何とかしていこうと、看護婦さんたちからも市長何とか、私たちも頑張っていくから引き続きやってもらいたいという強いお言葉もいただいております、今現在いる医師も頑張っていくのでということで、本当に重労働をかけて今頑張ってもらっています。そういうことで、具体的に今事務局の方では、まずは経費の節減と、それから収入の確保、そして私どもは院長含めて皆で医師を確保していくということで、これからも全力で進めていきたいと思っております。当面厳しい状況が続きますが、不採算部門も持たなければいけないという大変厳しい状況もありまして、苦勞が多いわけですが、市民のために何とか閉めるわけにはいきませんので、継続して何とか死守していきたいというふうに思っておりますので、ご理解賜ればありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（船木茂君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 地域振興基金についてでございますけれども、この基金につきましては、先ほども申し上げましたとおり、合併による財政、国の財政支援措置があるということで、7割がその借り入れの元利償還金の7割が交付税算入されるという非常にメリットのあるものでございます。

それで、その用途については先ほど申し上げましたように、新市の一体感の醸成に資する事業、あるいは旧市町村単位の地域の振興に資する事業ということがございます。大きな、ただ、その中にもうちょっと細かく示されているのは、例えばイベントの開催費、あるいは新しい文化の創造に関する事業の実施、あるいは商店街活性化対策事業等々というようなことが出ておりますけれども、この具体的な事業については、他市もそのとおりでございますけれども、基金造成してから具体的に決めていきたいということでございます。

それで、このように償還、ご指摘のとおり25パーセント分は起債という、一般で持ち出しという形になりますけれども、70パーセントの交付税算入があるというメリットの中で総体的に財政状況を勘案しながら、去年は実は新市の建設計画では17年度からの積み立てということでございましたけれども、起債の予算総額が21億弱

ということでかなり大きな額になってございました。それで、今年度については18億5千万円程度の見込みでございますので、そういう全体の財政状況の中でも今回1億3千万円、新市の建設計画で見ていた額よりも少し上乘せした形で積み立てしていきたいという考えでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（船木茂君） さらにありますか。

○6番（高野寛志君） 市長にだけ厳しいことを申し上げてるわけではないんで、我々議会としても、この間、代表者会議開いて、共産党では今議会に議員報酬の削減案を提案する予定でありますけれども、我々とはというか、我が方の会派では、報酬の引き下げよりは定数の削減で対応したいと。それで、定数削減といっても選挙終わったばかりだから、まだ先のことだけれども、議員報酬の削減については、ほかの会派も全然同意しないと、だからこれは成立はしないだろうと。それで、そういうことの関係で、3年半後のことではあっても、我々議員定数の大幅削減に至るかどうかわからないけれども、その辺提案したらどうかなと今相談中なわけですよ。それで、やっぱり行政改革も厳しく進めなきゃいけないと市長がたびたび言明してるけれども、やっぱり中国のことわざにもあるように、まずは隗より始めよという言葉ありますよね。やっぱりトップが退職金でもそういう病院のことでも、きのう市長トップ制をすとかと言いましたけれども、やっぱりトップの政治判断、決断でそこがやっぱり方向を示していかなければ、下の者に号令かけたって、あまり良くないと思うんですよ。だから、やっぱり隗より始めよということを強く申し上げたいと思いますしね、何か役所答弁みたいな話でばかりきてるから、我々もさっぱり前に進まないなとそう思ってるわけで、もっと不退転の決意で市政運営に臨んでもらいたいとそう思います。

それから、病院の局長の話で、資本剰余金があるので、それも考慮に入れてとかというような話ぶりしてたんですけどもね、何年か前に資本剰余金を累積赤字、累積赤字を資本剰余金で消したことがあるんですよ。ところが、その会計処理はだめだと、県から注意されて、それはいけないと。やっちゃったんだけどもね。だから、資本剰余金の性質というのは、私も詳しくはわからないけれども、累積赤字とか不良債務に充当するということはできないはずなんですよ。その辺、もうちょっと研究してね、だから、不良債務を解消するというのは、一般会計から出すしかあと手ないんですよ。だから、2億7千万円、8千万円、3億でもいいけれども、やっぱり不良債務の解消

方法、この会計処理の仕方というのはね、病院単独ではできないです。だから、市長がどう考えて、これをやっていくかということ、ある程度前もって考えておかなければ、必ずやってくる問題ですのでね、その辺についても局長なのか市長なのか、何と考えてるのかももう一回お願いします。

○議長（船木茂君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 会計処理の件の方は、これからまた事務局とよく相談しながら、またこちらの財政の方とも相談して的確に対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（船木茂君） 6番高野寛志君の質疑を終結いたします。

次に、20番大森勝美君の発言を許します。20番

○20番（大森勝美君） 私は、通告いたしました議案第81号、今高野議員からもご質疑ありましたが、みなと市民病院の医師修学資金貸与条例の制定についてお尋ねいたしたいと思います。

今、高野議員さんの質疑で概ね認識いたしたわけではありますが、二、三、質問してまいりたいと思います。

今回、私どもに提示された平成17年度の病院の決算書の監査意見書に見られるように、一般会計からの、繰入金、これ3億978万5千円と、そのことによって17年度不良債務が発生しないで終わったわけであります。しかし、本年度は先ほど質疑があったように、相当の当初から不良債務が発生するであろうという予算の実態であります。このことは、何といたっても医師の不足からくる診療収益の落ち込みということであろうと。したがって、経営状況というものが非常に厳しいということだろうと、こう思うわけで、そのことから現状認識していきますと、今回、県内では初めてと言われるこの医師修学資金貸与の本条例の制定というのは、私はある意味では非常に大きな意義を持つものではないだろうか、こう評価するわけでございます。

そこで、この条例を見てみますと、その条例の中で一体どこから基金をつくり出して対応していくのかという条文が見当たらないので、これは普通こういう基金、資金というのは、基金をつかって、その基金から貸し出していくというのが通常ですけれども、その条項が見当たらないので、これは一般会計でその基金をつかって対応して

いくのか、病院の会計の中で貸し出していくのか、その点、わからないのでひとつお示しいただきたいとおもいます。

それから、秋田県では既にこうした修学資金の貸与条例をつくって貸し出しをされているようでありまして、また、一昨日の魁の新聞記事にもあったように、今回さらに専門医師等に対しての研修を受けてる方々に地域医療従事医師修学資金貸与事業というもので1千500万円の補正予算を9月議会に計上すると、こういう報道がされているわけです。県でも、今、男鹿市の条例と同じように一定期間指定する病院で勤務いたしますと、免除措置があるというように伺っているわけです。そういたしますと、今回男鹿市の金額は規則で定められるということですが、私どもが承るには20万円と、月額20万円、県は15万円というようなお話ですが、わずか5万円の差ですが、そのことによって、県はかなりの何といいますか、公立病院といいますか、そういう数多くの病院に勤務した者を対象にすると。男鹿市の場合は男鹿市の病院だけと、こういう形になりますと、この5万円多いからといって、果たしてその学生から男鹿市に魅力を感じて、資金申し込みが出てくるのかということが非常に私は心配するわけでございまして、これらのことについて金額の設定等について、議会でも協議会をつくって、これまで当局と協議、病院とも協議されてきたと思うんですが、そういうテーブルについての、この20万円という金額の設定であったのかどうか。その点を伺いたいとおもいます。

私は、やはりこうした形で今市長の言葉にもあったように、どんなことがあっても病院を死守していくということからすると、将来的な展望といたしましても、私は額がもっと大きく魅力あるものであって、引き付けることができるような、そういう条例であった方が良かったのではないかなという感じがするわけですが、そうした意見がここまでの過程でなかったのかどうかということでございます。その点ひとつお示しいただきたいとおもいますが。

それから、今度この条例が通りますと、いよいよPRしていかなくゃならないとおもいますが、そのPRの方法ですね、これをどのようにしていくのか、病院のホームページに流すだけなのか、それともっと変わった形で宣伝していくのか、その点もお知らせいただきたいとおもいます。

そこで、この条例そのものは今後8年なり9年なりの先を見通したものだけで、

先ほどから高野議員もおっしゃっておるように、今、医師を確保して収益を上げていかなければ大変だという喫緊の時代に到達しているわけで、それに対処していくことが一番重要なわけで、確か、6月議会において特殊業務手当、これを80万円から120万円にアップして、少しでも待遇改善を図ろうと、こういう議決をされたわけですが、私はそれは今いる医師全体への対応だろうと思いますし、やはり今後新しい医師確保に向かっては、やはり新任医師へのやっぱり特例待遇措置というものがなければですね、今、そういう研修医なり、新しく医師になろうとする人方がネットを開いて、いや、男鹿市が素晴らしいというような魅力ある病院の環境体制であるとすれば、私は向く方々も出てくるんじゃないかと思うわけで、そういう、今迎える医師への特別なそうした地域医療従事者の特殊手当のようなものは、全然検討、話し合いされなかったものか。また、今後、そうしたことについて検討する余地がないのかどうかね。その点もひとつお聞かせいただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（船木茂君） 中川みなと市民病院事務局長

【みなと市民病院事務局長 中川良一君 登壇】

○みなと市民病院事務局長（中川良一君） それではお答え申し上げます。

医師の、最初に20万円という金額の設定でございますけれども、これにつきましては、病院の収支状況なり、また、他の市町村の実態と、そういったことを勘案しまして20万円が相当だろうというふうな話に落ち着いたと、そういう経過がございますけれども、当初の中にはいろんな発言、あといろんな金額と待遇等に関しては出てきたわけでございます。

年間にしまして、大体240万円と。さらに医師が、医学生が大学に入学するときに、入学相当料ということで、国立大の入学相当料を待遇しようと、そういったことも兼ね合わせて条例の中には盛り込まれておることを、まずご理解していただきたいと、そのように思います。

また、この会計の処理につきましては、病院扱いの条例ということになる要素があるわけでございますけれども、今後はこういった形で会計的に処理するのか、これも市当局の方と詰めていきたいと。そういうふうには思ってますけれども、当面は病院の方のそういう対応ということで、今考えておったということでございます。

それから、もう1つは病院の医師の処遇のことですけれども、新たに新任の医師に対しまして、どのような形で処遇していくのかと、現行の先生方、いよいよさらに赴任ということで喜ましたそういった話が少しはあるのかなのかということでもありますけれども、病院のホームページには大体年収の、年齢的に見て医師免許取得後の経過、あるいは経験年数を換算したそういう年収を掲げてございます。それはそれを目安にするということでもございまして、あとそれ以上については、委細面談と、そういう先生方の赴任する、あるいは赴任したい先生方の要望もあるかと思っておりますので、そういったことにして、病院のホームページには掲げてございます。もちろんそういった先生方、赴任して、あるいは来たいという先生方の中身につきましては、市当局に報告しまして、いろいろ検討してもらってどういうふうな扱いにするか決めていただくと、そういったことは当然のことです。

それから、PRの件ですけれども、この条例がとおった場合につきましては、もちろん病院のホームページに載せることは当然のことだと思います。これはほかの自治体やら、あるいは病院でも載せておりますので、私の方でもそのような取扱いをするということになっております。さらにまた、この条例がとおったときには、県内のそういう各進学校、あるいはそういった医学部に入っているそういう高校に訪問しまして、男鹿市としてはこういったことが、実際行われていると、どうかよろしくお願ひしたいと、そういったこともございますし、また、東北3県、特に秋田大の医学部、あるいは弘前大、あるいは岩手医科大の方にも訪問しましてPRすると。もちろん在籍者もこの貸与の対象者になっておりますので、そういった努力もこれから、条例がとおった暁には行っていきたいとそのように今考えてございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（船木茂君） 再質問ありませんか。20番

○20番（大森勝美君） そうすると確認いたしますが、これに必要な貸付金というのは、あくまでも病院の既存の一般会計の中で措置して対応していくということになるのか、私は本来、今市長が病院死守していかなきゃならないと、こういうことからすると、私はこういう貸付制度とか奨学資金制度とかというのは、やっぱり別の形で基金づくりをして対処していくというのが通常ではないだろうかと思うんですけれども、その辺、もう一度確認の意味でお示しいただきたいと思うんです。

それから、もう1つは、こうした重要な事項を設定するにあたって、議会にはこのために協議会が設置されているわけですが、その協議会との協議がどのようになされて、今日提案されたのかね、その点のところももしできたらご説明いただきたいと思えます。

それから、もう1点、県でこういうような同じようなシステムがあるわけです。私は心配するのは、このように立派な条例をつくっても、やっぱり県に圧迫されて、男鹿市の者が魅力を感じないという、そういう、まず私にすればそういう心配があるわけです。だから、そういうことなど、やっぱり見通しとしてどうなのか。いや、やっぱり秋田は、県は県だ、男鹿市は男鹿市で魅力を感じて必ずあるのだという、あるからつくるでしょうけれども、その辺の見極めについてひとつお示しいただきたいと思えます。

○議長（船木茂君） 中川みなと市民病院事務局長

【みなと市民病院事務局長 中川良一君 登壇】

○みなと市民病院事務局長（中川良一君） 修学資金の取扱いということでございますけれども、病院の条例の扱いということでもございましたので、当初は病院の方の会計になるのかと、そのようなことで思っておりますけれども、実際は、病院の方の収支というものが非常に芳しくない状況もございますので、この取扱いについては、市の部局の方と十分に相談する形になるんじゃないかなろうかと、そういうふうに思えます。

それから、もう一つは見通しということについてでございますけれども、これにつきましては、将来のそういうPRの方向だとか、自分たちの活動ということにも左右されますし、また、実際に医学生がどれぐらいいるのかというふうなこと、あるいは医学部に進む学生さんがどういうふうな動向なのかということも、まだきっちりとした把握がないわけでもございますけれども、そういう見通しはあるんだと、そういう信念を持ってですね、いろいろPR活動していきたいとそういうふうに思えます。

また、この条例の設定の経過につきましては、市の部局の方ともいろいろ相談しながら行ってきて、いろいろ助言なり、あるいはいろいろな形で私どもの何と申しますか、わからないところもいっぱいありましたので、そういった形で進めてきたと、そういう経過はございます。

以上でございます。

○議長（船木茂君） さらに。20番

○20番（大森勝美君） この貸付金の基金の創設ですけれども、これはやっぱり将来を展望したものであって、単なる今の病院の会計上の問題ではないのではないかと、いう私なりにそういう判断するわけで、ひとつこのことについては、市長を中心にして重要な課題であるという認識で、市の方でご検討いただく必要があるんじゃないかと。こういう感じがいたします。ご答弁はいいません。終わります。

○議長（船木茂君） 20番大森勝美君の質疑を終結いたします。

次に、9番佐藤巳次郎君の発言を許します。9番

【9番 佐藤巳次郎君 登壇】

○9番（佐藤巳次郎君） 質問させていただきます。

私は、議案の何ぼでしたか、79号ですな、男鹿市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例について。これについてお伺いいたします。

それで、私は以前からこの問題も取り上げた時期もございました。今は、融資額が1千万円、期間が10年ということになっていますが、以前はもっと少なかったわけで、今日、この額まで来たということでもあります。それとまた、無担保、無保証人のそういう融資制度にできないかということでも取り上げてきた経緯もあります。それで、担保は現在はいりませんが、今回、保証人もいらないと、個人の場合ですね。法人の場合は代表者の保証人は必要だと、こういう変更になっております。それで、そういうことでは非常に前進してきておりますので、評価したいということでもあります。

それで、現在のこのマルオ制度、一般的にマルオ制度と言われていますが、預託金が現在どのぐらいで、どのような利用されているのかですね。そういう状況についてひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、この現在のこの条例は、現在商売、事業をやってる方を対象にして1年以上事業をやってた人が対象になっておりますけれども、最近、新しく事業を興したいという方々が実際若い人を含めておりますけれども、なかなか資金的に事業やるに大変だということが言われているわけです。それで、そういう仕事を興す企業といいますか、そういった場合の融資について、このマルオ制度の中でできないものかどうかですね。ご検討願えればなど。併せて国や県の方ではこういう新しい企業を、新しく興す企業の場合は融資あると伺っていますが、どういう制度内容なのかですね、もしわ

かっていけばお聞かせ願いたいなと思います。

それから、現在のマルオ制度の問題点ということで、事業所、事業主の方からいろいろ言われている問題がありまして、取り上げてみたいと思います。市長に資料を。

私を取り上げたいのは、現在の融資制度では、例えばこの今、これではちょっと狭くて拡大したのがございませんので、この程度しかないんですけれども、現在あるA商店という場合を取り上げてみましたけれども、現在、マルオ制度を1千万円借りて700万円返済して現在300万円残っていると。月8万5千円の元利償還だと、こういう意味の数字でございます。そのほかに国の方の関係の金融公庫だとか、経営安定資金だとか、これ現在残高300万円とか800万円あって、そういうことで、現在1千400万円借りている例を取り上げてみたいと思うんです。

それで、今マルオ制度が1千万円借りられると、それで今300万円残高あると。返済してきて300万円なると。しかし、新たに700万円まだ、300万円現在ありますから、700万円借りられるということなんですけれども、この300万円を返済しない限り、700万円借りられないと。300万円を返済してですね、返済して700万円借りて300万円を返済したいといった場合に、返済はそれはまかりならないということで断られているわけです。

それから、また1千万円を借りて300万円を返すといった場合も駄目だということになっているようですよ。ですから、300万円残って借りるとしては700万円あって、また1千万円の残高になってしまうということなわけです。例えば私の例は、この700万円とまず1千万円も借りられるという制度にしてほしい。借り替えをやってほしいというわけです。借りてほかの借金に充てられるような制度にできないかということなわけです。それで、かつて国の方で不況が大変なときに、中小企業のための方のための借替融資制度がつくられて、かなりまず男鹿市の方々も利用されてきた経緯があります。それを男鹿市にも当てはめてもらえないかということなわけです。それで、例えばですね、700万円を借りて300万円を返したという場合ですね、この返済の額がどうなるかということになるわけです。それで、700万円を借り入れした場合にですよ、300万円を返済した場合、借り入れ残高は700万円と300万円と800万円ですから、1千800万円なるわけです、残高は。今までは、1千400万円ですか、であったのが1千800万円の借り入れの残高は余計なるわ

けですけれども、借り入れの、700万円借りれば月6万円の返済、まずですよ、元利が6万円で済むと。300万円を返してる人は月、今8万5千円で返済してるわけなんです。当時1千万円借りた関係でですね。高いわけです。ですから、この300万円を返すことによって、この8万5千円の返済がなくなるわけですね。そういうことで、2万5千円の返済、月々の返済額が減ってくるということなわけです。1千万円を借りた場合もそういうことになるわけですね。そういうことで、月々、この今まで国とか、マルオ借りた場合は22万5千円を月々払ってた。ところが、300万円と、このもう1つのマルコウと書いてますが、この300万円も一緒に返した。月々6万円払ってるやつですね。そうなりますと、非常にまた返済額が少なくなるわけです。そういうことで、かなり事業主が負担の軽減になってくるわけですよ。これは金融機関ではなかなかこれを渋るわけです。渋るから今でも大変だ、そういうことは駄目ですよと。条例には書いてませんよ、こういうことは。実際の現場ではそうやられているわけですよ。

ですから、700万円を返した場合でも、700万円の月々6万円とその一番最後の800万円の残高ある8万円と、1千500万円でない、6万円と8万円ですから14万円ですね、月々払えば、今まで22万5千円払ってた分がそのぐらい減ってくるという勘定になるわけですね。こういう制度をぜひつくってほしいと。それが今の事業主の人方の利用者の、マルオを利用してる人方の声が出てきて、前からあったんですけれども、ぜひこういう制度に切り替えて、商工会とか金融保証協会、そしてまた金融機関とね、やっぱりこのマルオ制度の目的、条例にある目的を達成するためにもですよ、やはり借入者のためのやっぱり融資制度でなければいけないと思うわけですよ。それをぜひ実現してほしいなと思います、私の今しゃべったこと、もしわからねばあれですけども、ご理解できたとすればお答え願いたいなと思います。

○議長（船木茂君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口浄児君 登壇】

○産業建設部長（山口浄児君） マルオ関係についてお答えいたします。

まず、初めに預託金の内訳、金額でありますけども、市内金融機関7店に対して2億5千200万円の預託金であります。その使い道といたしましては、事業の運転資金、あるいは設備投資、そういうものに使われております。

それから、新規事業者を該当ならないかということでもありますけども、佐藤議員ご承知のとおり、市内において1年以上営業している者と、それから市税納付を怠っていない者という方々が対象になりますので、まず本制度においては、まず該当しないということでもあります。ただ、先ほどお話ありましたように、新しい方々については、県の制度があります。その内容ですけれども、まず、対象者ですけれども、県内で新たに中小企業者として事業を開始しようとする者ということでありまして、融資の条件ではありますが、限度額が原則として2千500万円です。それから、貸付期間が7年です。据え置時期が2年あります。利率は年2.10パーセントということになります。ただ、この場合、今、新しい保証協会のあれでは保証人はいらないということになりますけれども、ここでは保証人は一人以上は付けなければならないということが主な内容であります。

利用実績の方をちょっと調べてみたんですけども、17年度においては4件、5千350万円、それから今年度においては1件、1千900万円という状況になってます。

それから、既に金融機関から借りている場合の対応ですけれども、金融機関は当然このマルオ融資を受けた場合ですね、相殺するということでもあります。当然だと思えますけれども、ただ、この限度、そういう制度をつくるとすれば、いくら何といいますか、限度額を上げてもしろんなケースあると思えますけれども、かなり難しいのではないかというふうには思っています。ただ、この限度額1千万円については、検討する余地はあるのではないかと考えています。

以上です。

○議長（船木茂君） 再質問ありませんか。はい、佐藤さん

○9番（佐藤巳次郎君） 難しいというより、極簡単ですよ。事業主にしてみれば非常にまず、現在3本借りてるのを1本にしたいと。2本にしたいということで、そうすることによって毎月の返済額が少なくなると。借りる額はマルオの1千万円の、それ以上借りるというわけでもないですよ。まず、例えば700万円、300万円もあるから、700万円借りて、マルオの残ってた300万円と、このマルコウという300万円、600万円を返済した場合は、月々14万円がいいと、返済額がですよ。22万5千円から14、8万5千円、返済に苦労しなくてもいいと。けども、700

万円を仮にこれを返すためには、返すのであればそういうやり方は駄目ですよ。だから、運転資金だとか、設備資金だとか、それを限定にした借り入れしかさせないと。こういう残った残債についての返済はまかりならないと断られているわけです。だから、それは改善すればできるんでないかと。事業主にとってはね、大変な負担をね、かなり大幅に返済額が少なくなるという、何とかしてもらえないかと、これのどこが難しいですか。簡単でしょう。一番市の方の融資制度としてはやってほしいやり方なわけですよ。だから、それを関係機関と協議して、ぜひ市の方で指導権を取ってね、いろいろあったとしてもやってくれという頼み、依頼してほしいということなんですよ。

だから、やっぱり金融機関が一番、いってみれば収入にならないんですよ、銀行にすれば、だからこのままにさせて、それを、融資を、返済をさせないという方法を取ってるんですよ。ぜひこの借替制度というか、そういう制度をできるという形にしてほしいということです。

それから、それとマルオ制度の現在の利用実績ですね。

○議長（船木茂君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口浄児君 登壇】

○産業建設部長（山口浄児君） 今、利用実績については後ほど報告したいと思います。佐藤議員の質問の趣旨は十分わかりますけれども、簡単だということでもありますけれども、非常に難しい問題だと思います。いや、そうなれば、皆の借金を市が全部負担していくのかということになると思いますよ。事業者が借り入れするものをすべて市が負担するような形なるのかということは、ちょっと問題ありますので、まず、一応各市の状況も調べてみますけれども、非常に難しいような感じはしています。

○議長（船木茂君） さらに。9番

○9番（佐藤巳次郎君） マルオの利用実績出ていませんけれども、まだ、答えが出ていませんが、多分ですよ、今、預託金の5倍までということ、融資の額が枠ですね。そうすれば12億6千万円が市のマルオの融資枠になるわけですね。でもかなり下がってると思うんですよ。利用されてないと思うんですよ。だから、それはやっぱり金融機関の締め付けなんですよ。締め付け。貸し渋りですね。

それで、今山口部長が言いまして、難しいと。ほかの借金までマルオで貸さねばな

らないかと、こういう言い方ですね。それはひとつの理屈にもなるんですけども、仮にですよ、ほかの借金の穴埋めしなくても、このマルオだけですね、この300万円だけはね、700万円借りて300万円を返済したいということはできないんですか。これもできないと。これはマルオ制度の枠の中にですよ。ほかの、マルコウと違って、これはその事業主がですよ、余裕があれば、一括返済できる、できますから、それはまず抜きにしてもですよ、マルオ制度のこの残債の300万円について、まず700万円借り入れした場合、返済、一括返済したいと言った場合に、それを応じるような方法をね、取ってほしいということなんです。

それによってもかなり返済額が少なく、それだけでも少なくなるわけですね。いってみれば、それができない今のままですとマルオから2口借りてるような感じなる。700万円と300万円と2口借りてるということですので、1本にしたいと。それによって返済額が少なくなると、これ一番いい方法ですよ。もう一度お答え願います。

○議長（船木茂君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口浄児君 登壇】

○産業建設部長（山口浄児君） まず初めに、マルオの利用状況でありますけれども、本年度は223件の8億2千976万円であります。

それから、借り入れの既に借り入れしてる分についてのマルオでみれないかということでもありますけども、まず、本当に先ほどから言ってるように大変難しい問題だと思えますけども、まず可能なかどうか、その辺ちょっと、もうちょっと研究したいと思えますのでよろしくお願いいたします。

○議長（船木茂君） 9番

○9番（佐藤巳次郎君） ぜひひとつ関係機関と協議して、市の方でやる気あるかどうか問われるので、そこまずあなたの方できちっとこうしていきたいということを決めて、やっぱり関係機関と掛け合わない限り負けてしまうので、ちゃんとしてほしいと思えます。終わります。

○議長（船木茂君） 9番佐藤巳次郎君の質疑を終結いたします。

喫飯のため1時まで休憩いたします。

午前11時43分 休 憩

午後 1時02分 再 開

○議長（船木茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番安田健次郎君の発言を許します。16番

○16番（安田健次郎君） 質疑なので簡単に質問させていただきますけれども、質疑の通告に基づいて、議案の80号の国民健康保険条例の一部を改正する条例制定、ここで国の方針に基づいて予算費用が5万円引き上がるということで、大変喜ばしいことで、大変喜んでる市民も多いと思います。ただ、これほとんど国策で少子化対策ということでやるわけですが、今ずっと1年間眺めていますと男鹿市の場合の子育て支援というのは、結構充実してきているという私自身は、そういう評価をしてるつもりです。それで、この際、本当に子育て支援に対して出産以降の対策はやや良しとしても、不安解消のためにですね、お産する場合、現段階で約40万円前後費用がかかるわけですね。もう5万円ほど足りないという意味ではないんですけども、本当にこの過疎が進む男鹿市の場合、市独自でね、もう10万円ぐらい新しい手当、これなどは検討に値することではないかなと思ってます。そういう点で、出生率も百四、五十人ですか、200人以内だと思ったんですけど、そんなに多額な費用でもないようでありまして、これやっぱり国策としても最大課題になってます点で、男鹿市の場合、せっかく子育て支援が充実するとするならばね、ここら辺の手だてをすると出産した以降の喜びは別として、やっぱり不安解消の意味でもね、出産する際は、男鹿市の場合、ほとんど面倒見てもらえますよというのも、ひとつの男鹿市をアピールするための施策につながるんじゃないかなという点での検討はなされる余地がないのかどうかお聞きさせていただきたいなと思います。

それからもう1つ、81号ですけども、これ午前中、高野議員さんや大森議員さんが大分質問したんで、基本的な部分というか、私の聞きたい部分は半分よりない。ちょっとひとつ確認の問題といくらか質問させていただきたいなというふうに思います。

一つは、一般質問で佐藤巳次郎議員さんにも在任中の学生にも対応をやるというような答弁であったようです。それできょう中川局長さんの答弁でも在校中の方々もこの条例に当てはまるという答え、答弁であったようです。でも、条文を見ますとそこ

ら辺が書いてないので、規則でそこら辺定めてるのかどうかね。それで、なぜかという、条例ですから、やっぱり最初から在校中の今の1年生、4年生まで含めて、対象にしますよという条文を書き入れるべきではないかなというふうに思うんです。それで、規則だとなかなか普段一般市民や私の方にはわかり兼ねない問題もありますので、わざわざ規則見ないと、この方々が対象になるのか、ならないかという点ではわかりにくいと思うんですね。そういう点では、せっかくこのいい制度をね、今考えてる、私は遅きに失したのかなという感じを持ってますけども、本当にこれがもし10年前にできてたらね、いくらかでも今回の危機はぬけきれたのかなという感じもしてますけれども、この条例のつくり方について、この在校生の、今現在在校生の方々へはどう対応するのかね。どうアピール、アピールというか周知を徹底するのか。この点について確認しておきたいなというふうに思います。

それから、連帯保証人のことですがけれども、これご時世ですので、1人なのか2人なのかね、これも規則でどう定めているのかね、ちょっとお聞きしたいなと思うんですよ。連帯ですから、中身はいいんですけども、人数が1人にするのか2人にするのか。結構長い期間の貸付ですのでね。いろんなこういうご時世ですから、そういう点での配慮をどうするのか、ちょっと聞いておきたいなと思います。

それから、もう一つは学業成績が、5条ですけどもね、学業成績が著しく不良となったと認められる、これも含めてこの判定とかね、貸与を憂慮するとか、貸与をなしにするとか、この判定基準とかというのどこでなされるのかね。ここら辺を明確にしておきたいなというふうに思いますので、折角のいい条例ですので、もっときちっとしておきたいなという点でいくらか質問させていただきました。ご答弁お願いします。

○議長（船木茂君） 三浦市民福祉部長

【市民福祉部長 三浦正勝君 登壇】

○市民福祉部長（三浦正勝君） お答えいたします。

議案第80号関係の出産育児一時金についてのお尋ねでございますけれども、出産一時金については、実際に出産時に医療機関に支払う出産費用相当額を支給することを主な目的としているものであります。それで、厚生労働省の試算による出産費用の平均、この額が34万6千円となっていることから、国においては、急速な少子化の、少子高齢化の進展に対応し、被保険者の負担を軽減するため、健康保険法施行令、こ

れを改正しまして、本年の10月から出産一時金の額を30万円から35万円に今引き上げをするというふうになっています。本市の国保においても被保険者の負担について、他の保険者との均衡を確保する必要もありますので、国で示す金額、35万円、これと同額にすると、そういう意味で今回条例の一部改正をお願いしてるものがございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（船木茂君） 夏井みなと市民病院総務課長

【みなと市民病院総務課長 夏井八洲夫君 登壇】

○みなと市民病院総務課長（夏井八洲夫君） 私から修学資金の内容についてお答えしたいと思います。

まず、最初の貸与の対象に在學生は含まれるのかという話については、午前中もいろいろありまして、結論から言えば含まれております。

それで、条例の2条にですね、この対象者を決めておりますが、今回私どもは二つのことを想定、二つの場合を想定しております。

一つは、秋田県内の高校を卒業して医学部に既に在学している者、いわゆる学生となっている者と、医学部の試験に合格して入学手続きを終えた者、これから入学しようとする者と既に入ってる者。それからもう一つは、1番では秋田県内の高校と言いましたけれども、今度は県外の高校を卒業して、今度は秋田大学の医学部に既に在学している者、それから秋田大学の試験に合格して入学手続きを終えている者、こども在學生とそれからこれから入学する者ということで、まず両方、今の質問の在學生は当然ここに入ってまいりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それから、連帯保証人については、条例の第4条にありますけれども、保証人を立てなければならないということになっておりますけれども、細かいことについては、施行規則の方に委ねております。それで、連帯保証人については、申請者、学生との続柄、年齢、職業、勤務先等の届け出を当然するんですけども、そのほかに市町村長の発行する所得証明書を添付していただくこととなります。

この連帯保証人のことも含めて、総合的な判断は院内に院長、副院長、診療部長、あるいは事務局長、総看護師長らをメンバーとする審査委員会を設置して審査することとなります。その時点でまず例えば保証人は1人かという話でしたけれども、まず、

うちの方の条例では1人を想定しております。それで、その際に保証人としての要件を欠くと判断される場合については、当然保証人を変えてもらうとか、ある程度の収入がないと駄目だとか、そこら辺は当然その場で判断しながら申請書の中で連帯保証人をこれでいいかどうかを決めてまいります。それで、この制度で、既に先行している秋田県においても、秋田県の制度においても、1人の保証人で連帯保証人ということになっております。今時世柄なかなか身内であっても保証人、1千500万円近い者の保証人になってくださいといったときに、右から左と、はいということがなかなか難しいかなという、そういう配慮もございまして、私どもも県に倣って1人ということにしております。

それから、貸与を停止する場合の中で、成績が著しく不良と認められる場合という項目があります。これは、施行規則の10条に学業成績表の提示義務をうたっておりますので、毎年、年度末に健康診断書と学業の成績を証明するものを、まず提示してもらいます。それで、先ほど申し上げました審査会を開いて、これはどうにもならないという判断になった場合は、これは当然停止になりますが、ここら辺の判断は非常に難しいわけですが、その審査会の意見を尊重しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（船木茂君） 再質問ありませんか。

○16番（安田健次郎君） 部長さん厚労省で34万6千円というのは支出してます。それで、実際ね、部長さん体験してるかどうか、現在、市内でお産した場合34万6千円の平均前後で収まっているかどうかね、私は40万円前後だと思ってます。何人か聞いてます。だから、厚労省で出すというのは、なるべく財源出たくないからそういうデータ取るわけですが、この数値がほぼ当てはまる部分もあるわけですが、実際現場では40万円前後です。ですから、私はその部分は厚労省の数値を真に受けるだけでなく、もう一つは市独自の姿勢として、子育て支援に対する姿勢策として、そんなに多額な予算も費やさないとしますので、せいぜい例えば100人だといったって10万円出したって100万円でしょう。1千万円か。例えば、5万円だとしてもね、500万円ぐらい。ちょっともっと増えてると思うんだけど、いると思うんだけど、いずれにしてもそのぐらいのことをやるとね、現実合う金額だということが一つと。

もう一つは、市の子育て支援の成果としてね、他に誇れる子育て支援の市になるのかね、という点での政治的な判断を検討する余地がないかという質問ですので、できれば市長から答えていただきたいんですけども、その点お願いしたいと思います。

あと、病院の関係ですけれども、これ読んだだけで私文章弱いからね、これ解釈して在校生も対象になるって私は解釈できなかつたんで聞いたんですけどね。いずれにしても市民にね、この条例がこうあればうちの子が3年生ですけども対象になりますよと、わかりやすくした方がいいのかなという点も含めて確認したわけです。その点については、規則だけではなくてね、条例としてきちっと明記すべきでないかなと思って聞いたんです。それで、連帯保証、逆現象なんですね。確かにこういうご時世柄だからなり手がなから1人にするという、言い換えれば、逆に折角の制度がね、無下にされる可能性があるから2人ということもあるんです。今、逆に言えばそういう現象が起き得るという点で気になってね、聞いてみただけで、現実にはやってみて1人で不備なことが起きなければそれでいいわけですけども、私はこういうご時世だからこそね、いいなと思って。特に、現実的に医学部に入る方というのは結構大多数が医学の親を持つ方ですけども、しかし、本来、もっと早くあれば良かったなという点では、お金の関係でね、やれないで断念した学生が相当いるんですね。まず、そういう点でも非常にいい制度だと思っているんですけども、いずれそういう保証人の場合ね、相当吟味しないと、審査会は尊重しますけれども、そこら辺をきちっとしないと全く不確実性の時代ですからね、そこら辺はよろしくお願いしたいなというふうに思います。審査会、成績とかそういういろんな判断は審査会ということですけども、お医者さんというけれどもね、お医者さん自身がこういう審査会の専門のね、携わるということは不可能でしょうし、本当にやっぱり現場の方のよくわかる方々が審査会に入らないと色々な、折角のいい制度がね不都合になるという点も絡めて質問したわけです。そういう点では、ひとつ粗相のないような立派な条例ですので、仕上げていただきたいなと思います。答弁は市長、お願いしたいと思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（船木茂君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 安田議員にお答え申し上げます。

今現在、新しく生まれたお子さんの3子以降の方に今10万円を差し上げております。これは、今後少子化を解消していくために、何とか第2子とか、第1子の方に持っていきたいという気持ち、私自身にあります。ただ、財源が非常に今ご承知のとおり厳しいものですから、その辺、例えばの例ですけれども、今、お年寄りの方に敬老祝金を差し上げてるんですけども、これ1回に1万円とか2万円程度なんですけども、お年寄りの方々のご理解いただいて、生まれる子供にやってもいいよということになれば、その予算をちょっと新生の方に回していただいて、生まれた子供の第1子から何かやれる方法はないかなというふうなことも、ちょっと私個人として今思いついております。いずれ、財源が大変厳しいものですから、いずれそういう方向も今度、今後検討させていただきたいなというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○議長（船木茂君） 16番安田健次郎君の質疑を終結いたします。

次に、10番吉田直儀君の発言を許します。10番

○10番（吉田直儀君） 私からは、議案の第77号であります。これは私の所管の総務委員会の所管の議案ですが、特に私は今回市長からの答弁をお願いしたいと思ひまして、あえて所管事項でございますが、質問をさせていただきますので、よろしくひとつお願い申し上げたいと思ひます。

市長の答弁が明確に私が理解できるのであれば、私はこの1回の質問で終わりたいと思ひますので、よろしくひとつお願いしたいと思ひます。

さて、まずこの77号議案の提案の仕方がありますが、私はこれやっぱり少し軽々に感じております。提案の仕方が。この特別職のことでございますので、市長1人がこれを提案するというのは、私は少し全県下でも、あるいは市民でも、なぜ市長が1人なのかというふうなことで、何か市長に事故があったのかと。あるいは男鹿市長の給与が全県下で突出してるのでというふうなことかと、そういうふうに疑義が感じられますので、私はこの報酬の問題については、今一度考えるべきではなかったかというふうに思っております。少し伺いますが、この提案にあたりまして、市長は3パーセントというこの額を提示したんですが、提案の理由に社会情勢云々と言っていますが、社会情勢を勘案して3パーセントというのは、私はどう算定したのかこれはまあ、そのことは聞きません。ただ、3パーセントの額が妥当だというふうに諮問を受けたでしょうが、自らこの額をもう少し突っ込んで削減すれば、助役以下の特別職

に接近するのではというふうなことで、あえてこの額を選んだのではないかというふうに思いますが、その点をひとつ伺いたいと思います。

まさにこのような条例というのは、非常に重要な案件なんです。ですから、こういうふうに1人だけのこの報酬改定というのは、私はやっぱりその市の行政レベルが疑われるというふうな感じがしますので、その点は、やっぱりこの条例のことは全県下にわかるわけです。なので、明確にひとつお答え願いたいと思います。

次に、先般の一般質問にもお答えしておったようですが、行政改革とその他の特別職を兼ねて検討するというふうに言ってますが、行政改革のこの時期に、この他の特別職をも合わせて市長自らも再提案の姿勢であるのかどうかと、そしてまたこの行政改革の実施計画がいつ我々に示してもらえるのかと、そういうふうにお尋ね申し上げたいと思います。なので、私は総じてこの議案については非常に理解できませんので、極論を申し上げますが、もう一度この提案を撤回して再提案する覚悟がないのかどうか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（船木茂君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） お答え申し上げます。

一昨日もお答え申し上げましたけれども、今回従前から、私の報酬についての議論がいろいろ議会でなされておりました。市長の給料ということで、大分議論が集中しておりましたので、まず今回それを受けまして、今回私の報酬ということでさせていただきました。それで、今後の行政改革の中で、助役、収入役を含めて特別職の報酬を検討していくということで、私も含めて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。今回の行政改革の中でやっていきます。

○議長（船木茂君） 吉田さん

○10番（吉田直儀君） 先ほど1回で終わろうと思いましたが、行革のその実施時期、実施の提案の時期を私が伺ってますので、いつ頃を目処にというふうなことに結びついていければありがたいんですが。

○議長（船木茂君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 行政改革の実施計画の策定は、現在今検討中でありまして、目標といたしましては年内に策定をいたしたいという考えで進めてまいります。よろしく申し上げます。

○10番（吉田直儀君） 終わります。

○議長（船木茂君） 10番吉田直儀君の質疑を終結いたします。

次に、8番中田謙三君の発言を許します。8番

○8番（中田謙三君） 私からは、議案第81号について申したいと思います。

先に質問に立たれた方がおられますので、重複してる部分もございますが、私の観点から質問させていただきたいと思います。

二、三点、述べてみたいと思います。

この議案で学生の募集を始めますが、6年後、9年、10年というふうなことで、将来まずどういう病院を目指してこの貸与の条例を提出したのか、その点です。それと併せて、決算書の中でもありますけれども、診療科目13科を標榜し、市民の医療の確保に努めるとありますけれども、やっぱり特色ある病院経営をしていかないと、なかなか患者さんの信頼を得て、病院の経営にはなかなか難しい問題があるかと思っています。そういう点で、まず今後のことですが、どういう方向づけでもって考えておられるのか、その点を伺いたいと思います。

また、実際に在校生というようなことも含まれてるというようなことですが、男鹿市内で現在医学部に在学してる方は何人ほどおられるのか、実際の話、そしてまた、この附則ですが、施行月日、19年4月1日になってます。在校生も含まれるという話になると、この附則の部分も今条例ではちょっと考えさせられるというか、また、今この条例で当面、何人くらい仮に申し込んでくれる方がたくさんあればありがたいわけですが、それはそれとして当面何人くらいで何年度までこの条例というか、予算化されていくことも当然あるでしょうし、そういうことを詰めた中で、こう出されているのか。その点を伺いたいと思います。これまでの部分は市長なり助役からお答え願いたいと思います。

あともう1点は、先ほどの質疑の中で、病院経営改善対策委員会という委員会がございしますが、そのメンバーとその内容と、仮にですけれども、実践例とかありましたらお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（船木茂君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） お答え申し上げます。

将来の病院の方向づけでございますが、当面は今医師不足ということで、医師の充足をとりあえず、まず何とかしてこれを解決していくということで、これに全力を傾けたいと思っております。いずれ、将来の病院のあり方については、今後議員の皆様、また協議会もございますので、また市民の皆様と相談し、病院のあり方については今後別枠で検討し、新しい方向づけなんかもしていきたいと思っておりますが、当面は何とか1人でも医師をまず充足していくということに集中させていただきたいというふうに思っております。ということでご答弁させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（船木茂君） 夏井病院総務課長

【病院総務課長 夏井八州夫君 登壇】

○病院総務課長（夏井八州夫君） 施行期日、条例の施行期日は4月1日からということになっております。ということは4月1日から貸し付けは開始するということでもあります。それで、施行規則の方の附則についてですけども、この規則は平成19年4月1日から施行する、ただし、第2条に規定する貸与の申請はこの規則の施行日前に行うことができるということになっております。ということは募集とか、学生さん方が申請、今度貸与してもらいたいという申請は4月1日の前にはできます。それで、4月1日をもって審査会で正式決定して貸与を決定するという、そういう手順になります。それで、条例そのものはいわゆる本当の貸与する期間が4月1日から始まるということであらわしているものでありますので、その点、よろしくお願いいたします。

○議長（船木茂君） 中川みなと市民病院事務局長

【みなと市民病院事務局長 中川良一君 登壇】

○みなと市民病院事務局長（中川良一君） 病院の経営対策委員会の件についてお答えいたします。この構成メンバーにつきましては、病院の管理者ということで、院長、副院長、診療部長、総看護師長並びに事務局長、事務局次長、総務課長とこういうふうなメンバー構成になってございます。また、中身、検討した内容があるのかという

ふうなことでございましたけれども、これにつきましては、現在の病院が一般病床ということで、2.5対1、いわゆる平均在院数2.4日の入院基本料算定してございますけれども、今、この経営が厳しいときにこのままでいいのかどうかと。じゃあ療養病床のことについては検討しなくていいのかどうかと、そういったこともございまして、そういったシュミレーションも行ってございます。シュミレーションの結果につきましては、やはり現行のでき高払いを採用して、やはり経費節減を行っていった方が、より経営効果があるんじゃないかならうかと。つまり収益がいいんじゃないかならうかと。そういうふうな判断に至ってございます。

さらにもう一つは、今回の診療報酬の改定でございましたけれども、入院区分というものが1から4までございましたけれども、今現行みなと病院が採用しております3の区分の平均在院数2.4日がどうもこの平成20年の診療報酬の改定では廃止の方向に行くんじゃないかというふうな、そういう情報といいますか、示唆もございましたので、その件に関しての検討もしてございます。実は、これは2の方にいくのか、4の方にいくのかと、こういうふうなことでございますけれども、今、医療収入の確保ということで、全国の病院で看護師がどうも不足してるとか、需要に対して非常に求人が多くなっておる関係もございましてけれども、これはすべて今の区分2から1に移行と、また、区分3となっているところが区分2に移行しようと、そういうふうな流れで、看護師の不足が生じていると。そういったことも考慮にしまして、今後はやはり4を採用するよりは、2の方に採用したらどうかと、そういう結論にも至っております。大きなそういう検討の内容ということは2点でございましてけれども、そのほかにこれからは医療薬品の使い方とか、医療材料の使い方とか、そういったことも病院の中には委員会がございまして、そういう報告を受けたところで様々な形で論議を積んでいきたいと、そういうふうな思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（船木茂君） 重質問、中田さん

○8番（中田謙三君） 1回目で答えていただければ良かったんですけども、私は先ほど当面何人というか、2名なのか3名、それだけ貸与を受ける方、希望する方がいてくれればありがたいわけですけども、そういう考えがあるのかどうか。それから、何年度まで考えてこういう条例を出していくのか、そのことをお尋ねしたと思います。

そのお答えが、私はなかったと思います。その点を何とか。

それから、なかなかきょうの新聞でもありましたとおり、単独、一つの病院だけでは難しい問題があるかと思います。何とかそれは国、県もその方向に向かって動いてると思いますけれども、何とか自治体病院こぞって、こういう問題解決に尽力していただければありがたいと思いますので、その点の考え方をお知らせ願いたいと思います。

○議長（船木茂君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） お答え申し上げます。

この前も触れておきましたが、全国自治体病院協議会含めて県の関係者、関係機関と一緒に、また全国市町村等とも今医師の不足について全国、国へ申し出ているところでありまして、全力を尽くして関係団体と協力して医師不足の充足を図っていくということで全力を尽くしてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

今回の条例の対象者ですけれども、私も議員お説のとおり、たくさん来てくれば嬉しいなと思っております。やはり、今やっと二、三名という形で踏み込んでおりますが、たくさん来てくればいいなというふうに思っていますので、これから各学校、それから病院等々、それから広告を出しまして募集してたくさん集められるように頑張ってみたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

何年度までというお話でございましたが、医師不足が続く限り、この条例をずっと継続してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（船木茂君） みなと市民病院事務局長

【みなと市民病院事務局長 中川良一君 登壇】

○みなと市民病院事務局長（中川良一君） 男鹿市出身の医学部の学生ですけれども、どのくらい状況があるのかということについては、現在のところしっかりした把握ができておらないのが現状でございます。

それから、もう一つは、やはり聞きましても個人情報とか、何かということの話が出されまして、ちょっと教えるわけにはいかない部分があると、そういうふうな問い合わせ先からの返答もございます。ただ、私どもがこの条例がうまくおった場合に、暁には、やはりPRの過程の中でいろいろつかんでいきたいものだと、そういうふう

に今思っています。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（船木茂君） さらに。

○8番（中田謙三君） 以上で結構です。ありがとうございました。

○議長（船木茂君） 8番中田謙三君の質疑を終結いたします。

以上で、通告の質疑は終了いたしました。ほかに質問ありませんか。3番

○3番（三浦利通君） 通告してない中で申しわけありませんが、ちょっと関連でただいまの修学資金の関連で2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、ずっとありましたように医師不足解消のためにはあらゆる努力、いろんな施策を展開しながらやらなければいけないというふうなご案内のような状況ですけども、そういう観点の中で、昨今国際化というような状況で、外国人労働者がいろんな場に入ってくるし、逆にまた日本の企業等については、東南アジア、中国はもちろんですけど、台湾等に行ってるというような、そういう中で医師も外国人の医師を消費するというのは、そのことを考える余地はないのか。その可能性というのはどういふふうな、検討したことがあるのかどうか。当然、語学の現在お医者さんで頑張っている外国人の方々、先生方も語学のみでは確かに問題はあるかと思えますけれども、即効性というような観点で考えますと、これはむしろこう言っては何ですけども、それなりの成果が上がる可能性は大なのではないかなというような観点からすれば、そのことをどういふふうにとらえているのか、市長お願いしたいと思います。

もう一つは、本条例、今の修学資金の本条例というのは、外国人の学生、あるいはこのあとそういう何というか、外国の大学の医学部等に入る希望を持っておられる方が、その方々を対象とするものなのかどうか、その辺についてもお聞かせください。

○議長（船木茂君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 外国人医師のご質問でございましたが、岩手県では外国から中国から持ってきてるということで、これは県ぐるみでやっているようでございます。ただ、秋田県、全然ないわけですけども、今後知事にも、お話したいと思いますが、外国人医師は日本の医療法上、医療業務ができないということになってます。ですから、サポートしかできないということになってますので、それがちょっと問題かなというふうに思っていますが、今後、知事の方にもお話していきたいと思っています。

それから、今条例で、外国人の対象ですけども、この条例に適合すれば、秋田大学医学部あたりに来ている学生で、将来男鹿みなと病院に行きたいということであれば対象になるかなというふうに、私はそういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（船木茂君） ほかに。3番

○3番（三浦利通君） 私の知り合いのお医者さんの話では、外国人の医学部の留学生というのは、総じて真面目ですごい優秀な学生が多いと。それである程度日本の大学等で学んだ方というのは先ほど言ったように、語学等も。今、市長言われたような法的な部分でも、もしかすれば何ら支障というか、問題はないのかなというようなことですので、何とか具体的な検討をお願いしたいと思います。

それで、もう一つは、このあとそういう学生、あるいは今言ったように留学するような、そういう積極的な働きかけというふうな部分では、たまたま若美町の中で、中国の南昌大学とのつながりというの、助役一番わかるわけですが、前の教育長が平成9年あたりから数年間南昌大学の学生を対象とした日本語の作文コンクール何かもある程度自分のお金を出しながら、あるいは一部町からも補助をいただきながらやったというふうな経緯があるんです。そういう交流があるわけですから、何とかそういう交流等生かしながら、呼んでくるというか、将来やっぱり何とかみなと病院に入るような、入ってくれるようなお医者さんを育成するというふうな、そういう方向性もやっぱり探るべきでないかなというふうな気がしております。そのことに対する考え方の整理をお伺いします。

○議長（船木茂君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） いずれ今我が市ではリビングストーンと今姉妹都市になっているわけですけども、これから県の交流であります甘粛省なんかとも県からも仲立ちしていただいて、それぞれ糸口のあるところでこちらに来る学生さんがおれば、なんとか前向きに進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（船木茂君） 3番三浦利通君の質疑を終結いたします。ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第77号から第90号までについては、ご配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会設置、付託

○議長（船木茂君） 日程第2、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第91号から第95号までについては、委員会条例第6条に基づき議員24人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本5件は、24人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

予算特別委員会は、9月11日、午前10時より議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

日程第3 決算特別委員会設置、付託

○議長（船木茂君） 日程第3、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第75号及び第76号については、委員会条例第6条に基づき議員11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本2件は、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

次に、お諮りいたします。決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、当席より指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 異議なしと認めます。よって、委員を指名いたします。杉本博治君、船木正博君、畠山富勝君、越後貞勝君、柳楽芳雄君、船木金光君、中田敏彦君、中田謙三君、船橋金弘君、佐藤巳次郎君、吉田直儀君、以上11名の諸君を決算特別

委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(船木茂君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名の諸君は決算特別委員会の委員に選任されました。なお、決算特別委員会は9月12日、午前10時より議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

なお、明日9日より20日までは議事の都合により休会し、9月21日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時42分 散 会

議案付託表

総務委員会

- 議案第 77 号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 78 号 男鹿市地域振興基金条例の制定について

教育厚生委員会

- 議案第 80 号 男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 81 号 男鹿みなと市民病院医師修学資金貸与条例の制定について
- 議案第 82 号 公有財産の無償譲渡について
- 議案第 83 号 公有財産の無償譲渡について
- 議案第 84 号 公有財産の無償譲渡について
- 議案第 85 号 公有財産の無償譲渡について
- 議案第 86 号 公有財産の無償譲渡について
- 議案第 87 号 公有財産の無償譲渡について
- 議案第 88 号 公有財産の無償譲渡について
- 議案第 89 号 公有財産の無償譲渡について
- 議案第 90 号 公有財産の無償譲渡について

産業建設委員会

- 議案第 79 号 男鹿市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例について

予算特別委員会

- 議案第 91 号 平成 18 年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について
- 議案第 92 号 平成 18 年度男鹿市一般会計補正予算（第 2 号）について

議案第 9 3 号 平成 1 8 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 9 4 号 平成 1 8 年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 9 5 号 平成 1 8 年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第 1 号）について

決算特別委員会

議案第 7 5 号 平成 1 7 年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定について

議案第 7 6 号 平成 1 7 年度男鹿市上水道及びガス事業会計決算の認定について

